

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社C I Jと称し、英文ではComputer Institute of Japan, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ・システムおよびソフトウェアの開発ならびに販売
2. システム・コンサルテーション・サービスの提供
3. コンピュータ利用による翻訳および各種印刷物の作成
4. コンピュータに関する教育、研修
5. 労働者派遣事業
6. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億9,008万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
3. 次条に掲げる権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②取締役会の決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

②前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役

- (取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

- ③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定

する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(制定) 昭和51年1月 7日
(改訂) 昭和63年7月 4日
(改訂) 平成2年12月14日
(改訂) 平成4年12月16日
(改訂) 平成6年12月15日
(改訂) 平成7年 5月 1日
(改訂) 平成9年12月15日
(改訂) 平成10年9月11日
(改訂) 平成11年9月17日
(改訂) 平成12年9月18日
(改訂) 平成13年9月27日
(改訂) 平成14年9月26日
(改訂) 平成15年9月19日
(改訂) 平成16年9月17日
(改訂) 平成17年5月10日
(改訂) 平成17年9月20日
(改訂) 平成18年9月21日
(改訂) 平成19年5月28日
(改訂) 平成19年7月 1日
(改定) 平成21年9月17日
(改定) 平成27年9月17日
(改定) 平成29年9月21日
(改定) 令和4年 4月 1日
(改定) 令和4年 9月15日
(改定) 令和5年 4月 1日
(改定) 令和6年 4月 1日
(改定) 令和7年 9月18日